

え

る

の

あ

目次

報告 ケアメン講座・介護交流会…………… 1
 もっと女性プラザ…………… 2

男女平等参画あれこれ…………… 3
 インフォメーション…………… 4



報告 ケアメン講座・介護交流会

皆さんは、介護をする人として思い浮かべるのは、どなたですか？数年前までは、多分多くの方が「お嫁さん」を思い浮かべたのではないのでしょうか。でも、今の子世代は未婚率が高く、シングルの子・娘が介護を担ったり、夫婦のみで生活するため、夫が妻を介護することもあります。

3月11日に開催したこの講座は、親や妻などの介護を担う男性介護者(ケアメン)と、ケアメン予備軍を応援し、超高齢社会をみんなで支えるための講座として開催しました。一部を紹介します。

初めに、さっぽろ社会福祉士事務所代表で社会福祉士の大島康雄さんから、「男性介護の特性と介護保険制度」についてお話をいただきました。

男性介護者は女性に比べ介護サービスを上手に利用し、時間も短く効率よく介護を行う事ができます。ただ、掃除や家事などの生活スキルが乏しいためのストレスが大きく、認知症に対応することは苦手で、悲観すると心中や殺人などの選択肢を選びやすい傾向があります。諸外国に比べ、男性は親しい友人がいない割合が高く、社会的規範から弱みを見せないため、悩みを内在化する傾向があります。その場合、男性は組織への帰属意識が高いので、組織に入ることですリスクを回避できます。また家族を持たない場合、地域が家族の役割を果たすことがあります。自分からまず一言声をかけることが大切です。

などのお話がありました。その後の介護技術講習では、デイサービスセンターあったかい湯札幌から代表の田中仁さんと飛嶋剛さんを講師に、二つのグループに分かれ入浴と排泄についての介助の仕方について、指導していただきました。

排泄介助については、ペット用のシートを活用したり、ボトル(食器用洗剤ボトルを洗って使用すると便利)にぬるま湯を入れ使用すること、オムツのテープの付け位置

などの説明があり、入浴介助については、ヒートショック(急激な温度変化が体に及ぼす影響)についての注意点や転倒防止のため、浴槽の中にマットを敷いたり、専用のイスを入れること、浴槽用手摺りの設置やバスボードで湯船をまたぎやすくするなど、実際の福祉用具を使ってのサポートが紹介されました。

また、脳梗塞などで片側の腕や足に麻痺のある方を着替えさせる場合、脱健着患という方法で麻痺のない方から脱がせ、着せるときは麻痺側から通すように着せると着替えさせやすいこと。介護は、自分でできることはなるべく手を貸さず、できないことを補うことが大切などのお話がありました。

講座終了後は交流会を開催し、各々の現状や今後についての意見交換が行われました。

参加者のアンケートから紹介させていただきます。

実際に介護している人、これから介護する方になるだろうと、何れも男性だけでの交流会は貴重だと思っ

て参加した。男は確かに外にあまり愚痴をこぼさず、やせがまんする傾向がある。これが時には介護する人を追いつめてしまう。もっと気持ちを楽にして、肩の力を抜いて介護できればいいと思う。


経済的な(介護に関わる)費用の問題も大きいとも思う。国や道、市町村の手厚い経済的支援が必要だと強く感じる。





もっと女性プラザ

平成29年度の主な事業（予定）

	4～9月	10～3月
講演会／講座／セミナー等		
えるのす連続講座 ～女性大学～	第1期（10回）	第2期（10回）
男女共同参画週間講演会	6月27日(火)	
えるのす参画講演会 (地域団体との共催事業)	募集	5地域で実施
あなたの街に女性プラザ (市町村との連携事業)	募集	2地域で実施
男性参画講座		ケアメン講座・交流会 3月17日(土)
他団体との連携講座		7月8日(土) NPO北海道ネウボラシンポジウム ※10～12日 関係イベント開催
	6月17日(土)	介護相談会 10月14日(土)
	女性の健康、起業促進などに関するセミナー	
女性プラザ祭2017 開催期間： 11月6日～11日	 昨年のオープニングコンサートの様子	<ul style="list-style-type: none"> ・オープニングコンサート 6日(月) ・DVD上映会 7日(火) ・講演会 ・女も男もワイワイセッション 9日(木) ・即売会、バザー等
相談事業		
女性のための法律相談	面接による相談（1ヶ月前からの予約制） 毎月第2・4水曜日午後 一人30分	
男女平等参画関係法律相談	6地域で開催	
女性の活躍支援センター	・総合相談 ・専門相談（6回） ・出張相談（4地域で実施） など	
交流フロアのイベントなど	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展（男女共同参画週間、女性プラザ祭） ・他団体による様々な展示 ・体操講座等の催し ・カルチャーナイト（7月21日（金））への参加 ・男女平等参画や女性関連記念日、各地域での取組、図書などの紹介 	

情報提供フロアから

新着DVDソフトのご紹介

番号	タイトル	時間
D-49	マタニティーハラスメント 第2巻：管理職編 マタハラを起こさない組織づくり	26分
D-50	見過ごしていませんか 性的少数者(LGBT)へのセクシュアルハラスメント	25分
D-51	〈ドキュメンタリー映画〉何を怖れる フェミニズムを生きた女たち	110分
D-52	〈女性の健康DVD〉あなたの更年期 どう過ごす？ 身体のメンテナンスを考える	23分

* マタニティーハラスメント第1巻：全社員編 は既に女性プラザにあります。



D-50 内容

2017年1月から男女雇用機会均等法のセクハラ指針が改正され、LGBTの人たちへのセクハラ防止が事業主の義務となりました。このDVDでは、職場における性的少数者に対するセクシュアルハラスメントについて、わかりやすいドラマ形式の事例を通して考える事ができます。

D-51 内容

1970年代のウーマンリブ運動（女性解放運動）から40数年にわたる日本のフェミニズムの歴史と、現在も続いているさまざまな女性たちの活動を追ったドキュメンタリー。男社会から疎まれ、同性からの偏見や誤解の目にさらされても自らをすすんで「フェミニスト」と称し、戦い続けてきた女性たちの力強い生きざまや活動の軌跡の記録です。





男女平等参画あれこれ

「えるぼし」認定マーク

昨年4月に全面施行された女性活躍推進法では、行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコースの5つの評価項目を満たす項目数に応じて取得できる認定段階が決まり、認定を受けた企業は、認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用でき、女性の活躍を推進している事業主であることを示されます。

2月28日までに全国で269社が認定されていますが、道内では、以下の4社が取得しています。

北海道のえるぼし認定企業	段階
株式会社北洋銀行	★★★★
イオン北海道株式会社	★★★★
マックスバリュ北海道株式会社	★★★
株式会社サッポロドラッグストア	★★★★



【1段階目】

1つ又は2つの基準を満たす。



【2段階目】

3つ又は4つの基準を満たす。



【3段階目】

5つの基準全てを満たす。

※認定マークについて

「L」には、Lady（女性）、Labour（働く、取り組む）、Lead（手本）などさまざまな意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

イクボス宣言

右記は、「イクメン」「イクボス」の取組の牽引役として広く知られているNPO法人ファザーリングジャパンのイクボスプロジェクトHPから引用させていただきました。



イクボス宣言は、認定制度ではありませんが、イクボスとしての宣言を対外的に行うもので、ファザーリングジャパンが行っています。

道内では、千歳市で市長と各部署局長が、苫小牧市で副市長2名以下、課長補佐級以上（管理職）が、民間企業では、北海道テレビ放送（HTB）がイクボス宣言しています。

また、全国20政令市の全市長がイクボス共同宣言し、昨年11月には全国知事会で「イクボス宣言」が採択されています。

女性活躍推進法「見える化」サイト

3月1日から2018年卒業の就活生を対象とした広報活動が解禁されています。

女性活躍推進法により、一般事業主（民間企業等）及び特定事業主（国及び地方公共団体の機関）に、事業主行動計画の策定・公表、女性の職業選択に資する情報の公表（以下「情報公表」という。）等が義務付けられるとともに、内閣府男女共同参画局では、特定事業主の情報公表を中心に、法に基づく各種取組等について一覧で比較することができる、女性活躍推進法「見える化」サイトを、昨年9月に開設しています。

この情報公表は、各事業主が女性の活躍に関する現状を定期的に公表することで、就職活動中の学生等に職業選択の際に活用してもらうことや、資本市場における投資判断に利用されることなどを想定されており、これらを通じ、女性が活躍している企業等であるほど優秀な人材が集まり、競争力を高めることにつながることを期待されます。

なお、一般事業主（民間企業等）の情報は厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」で公表されています。

【検索】 女性活躍推進法「見える化」サイト

<http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/mierukasite.html>

【検索】 女性の活躍推進企業データベース

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

※えるぼし認定制度について、詳しくは、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを指します（対象は男性管理職に限らず、増えるであろう女性管理職も）。



インフォメーション

介護に関する相談会

超高齢社会において、介護での支え合いが男女平等参画の重要な課題の一つとなっています。介護の悩みや不安、在宅介護についての困りごと、親などの将来の介護、男性介護者としての悩み、施設や高齢者住宅のこと、また介護費用についてなど、どなたでもお気軽にご相談ください。

- 日時 平成29年6月17日(土) 13時から
- 会場 北海道立女性プラザ
- 参加料 無料
- 相談方法
予約制による面談又は電話による個別相談
一人(グループ) 30分
社会福祉士が相談に応じます。
- 受付開始 5月17日(水)



男女共同参画週間講演会



講師 酪農学園大学
准教授 須賀朋子 さん
演題 暴力、体罰、虐待、DV が子どもの脳と心に与える影響

暴力、体罰、虐待、DVなどは子どもの脳と心に多大なる悪影響を及ぼすことのお話しをします。子どもたちは自分が受けた体罰や暴力、DVでもなくても、見ているだけで脳と心にダメージを受けます。そして、このダメージの治療は難しいのです。そういう意味でも予防策を考えていきたいと思っています。

- 日時 平成29年6月27日(火)
10:00~12:00
- 会場 かでの2・7 4階 大会議室
- 参加料 無料
- 受付開始 5月27日(土)

申込方法

電話かEメール又は、直接女性プラザ窓口でお申し込みください。

TEL:011-251-6349 9:00~17:00 (日曜・祝日は除く)

※Eメールの方は、①参加希望の事業名 ②お名前 ③電話番号 を明記し、
info@l-north.jp (lは小文字のL)へ送信して下さい。

*「介護に関する相談会」を申し込む方は、必ず「info@l-north.jp」からのメールを受信できるように設定して下さい。

えるのす参画講演会(地域開催)共催団体募集

女性協会では、男女平等参画についての講演会を札幌市以外の道内5地域で開催することとし、この事業を共催する民間団体を募集しています。

あなたの街に女性プラザ共催市町村募集

女性プラザが道内市町村と連携し、あなたの街で行う男女平等参画に関する講演会や講座を支援する事業です。

応募方法

平成29年5月12日(金)までに
それぞれ所定の申請書にてご応募ください。
*詳しくは女性プラザのホームページ・チラシをご覧ください。

情報提供フロアから

ピックアップ書籍



先生と親のためのLGBTガイド：
もしあなたがカミングアウトされたなら
遠藤まめた 著
合同出版

はたらく人の結婚しない生き方
池田園子 著
クロスメディア・パブリッシング
(インプレス)



- 「えるのす」「道立女性プラザ」に対するご意見、ご感想、ご要望などをお寄せください。
- 「えるのす」は女性(Lady)の頭文字と北(North)の造語です。

発行 / 北海道立女性プラザ(指定管理者: 公益財団法人北海道女性協会)
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7 6階 (011)251-6329・6349
【ホームページアドレス】 <http://www.l-north.jp/>
(休館日: 日曜・祝日・年末年始) (開館時間: 月~金9:00~21:00、土9:00~17:00) *お問い合わせは9:00~17:00をお願いします。